

平成17年12月22日
九州財務局

熊本中央信用金庫に対する行政処分について

1. 熊本中央信用金庫（本店：熊本市）については、元職員による顧客のカードローン通帳を使った窃盗事件等が数次にわたり発生したことなどから、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づき、事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、不祥事件の事実解明と再発防止策が徹底されていないなど、同金庫の法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分で、内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。
 - ① 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化
 - ② 理事会及び本部の機能強化による実効性のある法令等遵守態勢の確立
 - ③ 内部監査部門の抜本的な改善・強化（監査方法の充実・強化を含む）
 - ④ 営業店における内部牽制機能の充実・強化
- (2) 上記（1）に関する改善計画を平成18年1月23日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を平成18年3月までは毎月、以降、3ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先
九州財務局金融監督第二課
電話 096-353-6351（内線 3210・3211）